

電気通信事業における会計制度の在り方に関する提案募集結果
及び
これに対する考え方

平成 19 年 1 月 25 日

総合通信基盤局

料金サービス課

電気通信事業における会計制度の在り方に関する提案募集結果及びこれに対する考え方

全般的な意見

提出者	意見	考え方
ケイ・オプティコム	<p>電気通信市場において絶大的なドミナント性を有するNTT東西に適用される以下の制度</p> <ol style="list-style-type: none"> ① ユニバーサルサービス基金の交付を受ける適格電気通信事業者 ② 東・西NTTの業務範囲拡大に係る公正競争ガイドライン（以下、活用業務ガイドライン） ③ 設備開放義務および役務別／接続会計制度 <p>について、公正競争確保の観点から、NTT東西の現行の事業活動と照らし合わせて、現行制度が有効に機能しているかを議論することが必要であると考えます。</p> <p>そのためには、<u>弊社（他の競争事業者も同様と考えております）では、NTT東西の事業活動で疑念もしくは不透明と感じる以下の事例について、まずは透明化を図らねばならないと考えております。</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ <u>役務別会計が義務付けられている中で、（独占的市場支配力を有する）音声伝送役務とデータ伝送役務（FTTHやDSL）が厳密に会計分離されているのか。</u> ・ <u>活用業務ガイドライン等で規定される会計分離や営業面のファイアウォールが、NTT東西において遵守されているか。また、NTT東西が実質的支配権をもつ子会社は適用の必要性はないか。</u> <p>（補足）現行、ガイドラインはNTT東西子会社の適用外となっていますが、親会社から子会社へキャッシュが相当流入していること、また、音声役務用途として流入したキャッシュを、音声役務以外用途で活用可能であるという実態を踏まえるならば、現行制度のまま公正競争上問題ないのか、ガイドラインを子会社まで含めて適用すべきではないのかを議論すべきと考えます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ <u>販売インセンティブをはじめとする大幅な営業費用と利用料金との関係を調べ、他の競争事業者から略奪的な営業活動に繋る行為となっていないか。また、営業費用は厳密に役務別で会計分離しているか。</u> ・ <u>大阪、京都、兵庫など、大都市圏を対象にキャンペーンと称してBフレッツの大幅値下げを実施。指定電気通信設備であるBフレッツを地域によって提供価格を変えてよいのか。また、値下げにかかる営業費用は厳密に役務別で会計分離しているか。</u> ・ <u>NTT西日本の投資計画によれば、光ファイバー投資の大部分が音声役務用途として計上。厳密に役務別で会計分離しているのか。</u> ・ <u>音声役務用途で得られた情報や設備等を、それ以外の役務用途に用いていないか。</u> ・ <u>活用業務ガイドラインで義務付けられている、ガイドライン遵守状況の公表内容は適正か。</u> <p>弊社としては、上記を意識した上で、今回の「会計制度の在り方に関する検討項目案」について、別添のとおり意見を提出させていただきます。</p>	<p>本研究会における議論全般の参考とする。</p> <p>なお、ご指摘の各論については、3. (1) 「役務別区分の在り方」や4. (2) 「接続会計と電気通信事業会計の有機的連携」における議論の参考とする。</p>
NTT西	<p>電話時代においては、新規参入事業者が当社と同等のメタル回線やPSTN網を自ら構築し、市場に参入することが実質的に不可能であったため、当社の設備を開放（＝第一種指定電気通信設備規制）し、接続条件を整備（例えば長期増分費用方式（LRIC方式）導入による接続料金の低廉化）することが電話の競争を促進する唯一の方法でした。こうした背景を踏まえ、会計制度においても、接続会計の導入、配賦方法の見直し等により競争促進の点で一定の機能を果たしたと言えます。</p> <p>しかしながら、光ブロードバンドサービスやWiMaxに代表される広帯域無線サービス等が本格的に展開されようとしているブロードバンド時代においては、それにふさわしいインフラ整備、技術開発及びサービス開発の面で既存事業者も新規事業者も同じスタートラインに立っていることから、従来の発想を転換し、各事業者が自らのリスクで設備を設置し、技術を開発し、それぞれの創意工夫により、お客様のニーズに即したサービスを提供するよう促す競争環境を整備（第一種指定電気通信設備の範囲の見直し、LRIC方式の廃止）す</p>	<p>本研究会における議論全般の参考とする。</p>

	<p>ることが必要であると考えます。</p> <p>また、このような環境下においては、事前規制を避け、各事業者が自由に事業展開を行わせることがブロードバンド市場のダイナミックな発展につながり健全な競争を促進することとなることから、会計制度についても、このような観点からその目的に照らし必要不可欠なものに簡素化すべきと考えます。</p>	
--	---	--

1. IP化の進展等に対応した会計制度の在り方に関する基本的考え方

項 目	意 見		考 え 方
	提出者		
1.1 1) 現行の会計制度について、その目的に照らして十分な適正性・有効性が必ずしも確保されていない部分を摘出・検証し、所要の見直しを図るアプローチを採ることが適当ではないか。	KDDI	<p>会計制度の目的については、法律によって以下のとおり定められているところです。</p> <p>(1) 接続会計 「第一種指定電気通信設備との接続に関する収支の状況等を明らかにし、もって接続料の適正な算定に資すること」(接続料規則)</p> <p>(2) 電気通信事業会計(以下「役務別会計」といいます) 「基礎的電気通信役務を提供する電気通信事業者及び指定電気通信役務を提供する電気通信事業者の財政状態及び経営成績を明らかにし、もって基礎的電気通信役務及び指定電気通信役務に関する料金の適正な算定に資すること」(会計規則)</p> <p>ボトルネック設備を所有する第一種指定電気通信事業者が情報通信市場に与える影響は依然として大きく、当社は、会計制度が目的とする各事項は、いずれも公正競争実現のための重要な課題であると認識しています。</p> <p>会計制度の目的が十分に果たされるよう、検討項目案にあるとおり、制度の「目的に照らして十分な適正性・有効性が必ずしも確保されていない部分を摘出・検証し、所要の見直しを図るアプローチを採る」ことが必要であると考えます。</p>	本項目における議論の参考とする。
	ソフトバンクグループ	<p>今後当面の間はPSTNが残存することを考慮すると、本研究会における会計制度の見直しにあたっては、第一種指定電気通信設備接続会計規則(以下、「接続会計規則」という。)及び電気通信事業会計規則といった現行法令の枠組みをベースとして、所要の見直しを行うアプローチが妥当であると考えます。</p> <p>なお、IP化の進展に伴い特定の設備に費用が偏る等の理由により、一部の接続料が上昇する恐れも考えられるため、IP時代における会計制度の在り方についても可能な限り早期に検討に着手すべきであると考えます。</p>	同上
	イーアクセス	<p>電気通信市場で今大きな問題となっているのはNTTグループの支配力と認識しています。現行の会計制度の目的は「基礎的電気通信役務提供事業者及び指定電気通信役務提供事業者」に対して、料金の適正性等を図ることとされていますが、対象事業者の範囲をNTTグループ(NTT東西の関連会社)に拡大することも検討すべきと考えます。</p>	ご意見を踏まえ、1.1 2)に「市場支配力を有する事業者とその子会社等の関係について透明性向上を図るための会計制度の活用方法」という記述を追加。
1.1 2) 電気通信分野における公正競争確保を図る観点から、接続会計と電気通信事業会計の双方の連携(相互参照性)の在り	イーアクセス	<p>賛成します。</p> <p>接続会計報告書では、電気通信事業会計のどの数値を引用しているのか明確にすることで相互参照性を確保すべきと考えます。</p> <p>現在、接続会計など合計値が記入していないものが多く、整合性の確認を困難にしているため、電子データでも開示いただけるよう開示義務範囲の拡大を提案します。</p>	<p>本項目における議論の参考とする。</p> <p>なお、開示義務範囲の拡大に係るご意見を踏まえ、2.2.1 1)c)と3.2.4を追加。</p>

方等について検討する必要があるのではないか。	KDDI	現在の会計制度は、接続会計と役員別会計から成り立っています。制度の信頼性と透明性の確保を図り、適正な原価算定に資するため、 <u>二つの会計を相互に参照可能とすること等を検討する必要があると考えます。</u>	本項目における議論の参考とする。
	ソフトバンクグループ	公正競争確保の観点から、NTT東西の会計結果の検証性を確保すべく、 <u>接続会計と電気通信事業会計の相互参照性を高めることは必須であると考えます。</u> この接続会計と電気通信事業会計の相互参照性を高めることで、接続会計における第一種指定電気通信設備管理部門（以下、「管理部門」という。）と第一種指定電気通信設備利用部門（以下、「利用部門」という。）という部門別の観点と電気通信事業会計における役員区分の観点の双方からクロスチェックが可能になるものと考えます。 <u>例えば、現行の指定電気通信役員損益明細表（電気通信事業会計規則別表第二様式第16）を活用して役員毎に利用部門と管理部門の費用を把握する等の方法が考えられます。</u>	本項目における議論の参考とする。 なお、指定電気通信役員損益明細表の活用等に係るご意見については、3.(1)「役員別区分の在り方」における議論の参考とする。
1.1 3) 会計制度は、接続政策（接続料）や料金政策（利用者料金）の在り方と密接に関連するため、会計制度の在り方の検討に際しては、必要な範囲内で接続政策や料金政策の在り方との関係についても、併せて検討する必要があるのではないか。	イーアクセス	<u>賛成します。</u> 具体的には、 <u>スタックテストを接続料金算定規則にルール化することを提案します。</u> 特に、 <u>NTT東西のフレッツサービスやOABJ-IP電話（ひかり電話）について、スタックテストを行っていただけるよう要望します。</u>	本項目における議論の参考とする。 なお、スタックテストの在り方については、現在情報通信審議会に諮問されている。
	ソフトバンクグループ	接続会計制度と電気通信事業会計制度は、NTT東西における適正な接続料及び利用者料金の設定を主目的とするものであり、その他の接続政策や料金政策と密接に関係するものであることから、 <u>会計制度の見直しにあわせて必要に応じてその他の制度の見直しも行うことに賛同します。</u> 今後、レガシーネットワークから次世代IPネットワークへの移行が進むにつれ、通信サービス全体の需要は増大していくものと考えられます（例えば、需要の減少が叫ばれている音声サービスについても、固定電話とIP電話を総体で捉えた場合の需要は堅調に推移するものと想定されます）。こうしたレガシーネットワーク（固定電話）からの回線推移の環境変化も踏まえた上で、接続料水準を下げることで電気通信市場の健全な発展に資するべく、適正な接続料の算定及び検証を可能とする会計制度や接続料算定方式等のその他関連制度を整備する必要があると考えます。 現在のNTT東西の会計においては、法定耐用年数が用いられていますが、一部の設備については、法定耐用年数と使用実態が乖離している状況にあります。NTT東西が設定する各種料金の適正性を確保・検証可能とし、指定電気通信設備における低廉な接続料を実現するために、 <u>接続会計並びに電気通信事業会計において、設備の使用実態を反映させた耐用年数（以下、「経済的耐用年数」という。）に基づき算定された減価償却費を計上することを義務付けるべきと考えます。</u> <u>その他、会計結果から得られる各種データは、後段で述べる活用業務に係る検証やNTTグループ内の取引に関する検証等に幅広く活用することが可能であると考えられることから、これらのデータを用いて、各種制度の検証を行う仕組みを構築する等の対応が考えられます。</u> なお、今後長年に渡って利用されるNTT東西の次世代ネットワーク（以下、「NGN」という。）に係る接続料等は、将来需要を考慮したフォワードルッキングな考え方で算定されるべきと考えます。例えば、光ファイバ接続料については、指定電気通信設備の本来の趣旨を踏まえて、接続事業者の接続需要を最も効率的な設備構成で取り込んだ上でのフォワードルッキングな接続料設定を図ることによって、IP網サービスにおいても健全な電気通信事業の発展を	本項目における議論の参考とする。

		<p>図るべきと考えます。特に、NGNにおける新規設備の投入を理由に接続料を上昇させることは認められるものではないと考えます。</p>	
	KDDI	<p>会計制度の見直しにあたっては、お客様利益の増進と公正競争の実現に資するため、<u>接続政策・料金政策等、他の競争ルールと幅広く連携した検討を行い、接続会計・役員別会計・接続料相互間の有機的な関係を構築し、透明性を確保することが必要であると考えます。</u></p>	同上
1.1 1)～3)全般	ケイ・オプティコム	<p>総務省殿のご提案 1)～3)について賛同いたします。</p>	本項目における議論の参考とする。
	NTT東	<p>・ネットワークのオープン化の推進や、自前でネットワークやアクセス回線を構築する競争事業者の登場によって、近年、通信市場は大きく変化しています。具体的には、固定電話市場においては、競争事業者によるドライカップを利用した直収電話サービスが開始後1年半で約300万のユーザを獲得するなど、基本料を含めた全面的な競争が本格化しています。また、ブロードバンド市場においては、競争事業者が自前で装置を設置し独自のIPネットワークを構築したり、さらには光ファイバ、CATV、広帯域無線といったアクセスについても自ら構築する等、競争が一層進展しています。こうした著しい競争の進展を踏まえて、<u>接続規制や利用者料金規制について、規制緩和の方向で更に見直しを行うべきであります。また、それらを踏まえて、会計制度についても必要不可欠なものに簡素化する見直しを行うべきと考えます。特に、電気通信事業会計（指定電気通信役員損益明細表）については、その目的が利用者料金の適正性の検証にあることから、目的に照らし、プライスキャップ規制の対象サービス（特定電気通信役員）の見直しを行うとともに、特定電気通信役員以外の区分（特定電気通信役員以外の指定電気通信役員、指定電気通信役員以外の電気通信役員）を廃止して、大幅な簡素化を図るべきと考えます。</u></p>	<p>本項目における議論の参考とする。 なお、電気通信事業会計（指定電気通信役員損益明細表）に係るご意見を踏まえ、3.1.3 1)に「音声伝送役員又は専用役員区分の中で簡素化すべき区分はあるか」という記述を追加。</p>
	NTT西	<p>・電話時代においては、新規参入事業者が当社と同等のメタル回線やPSTN網を自ら構築し、市場に参入することが実質的に不可能であったため、当社の設備を開放（＝第一種指定電気通信設備規制）し、接続条件を整備（例えば長期増分費用方式（LRIC方式）導入による接続料金の低廉化）することが電話の競争を促進する唯一の方法でした。 こうした背景を踏まえ、会計制度においても、接続会計の導入、配賦方法の見直し等により競争促進の点で一定の機能を果たしたと言えます。 しかしながら、光ブロードバンドサービスやWiMaxに代表される広帯域無線サービス等が本格的に展開されようとしているブロードバンド時代においては、それにふさわしいインフラ整備、技術開発及びサービス開発の面で既存事業者も新規事業者も同じスタートラインに立っていることから、従来の発想を転換し、各事業者が自らのリスクで設備を設置し、<u>技術を開発し、それぞれの創意工夫により、お客様のニーズに即したサービスを提供するよう促す競争環境を整備（第一種指定電気通信設備の範囲の見直し、LRIC方式の廃止）することが必要であると考えます。</u> また、このような環境下においては、事前規制を避け、各事業者が自由に事業展開を行わせることがブロードバンド市場のダイナミックな発展につながり健全な競争を促進することとなることから、<u>会計制度についても、このような観点からその目的に照らし必要不可欠なものに簡素化すべきと考えます。</u></p>	本項目における議論の参考とする。

<p>1.2 上記のほか、どのような事項について、基本的視点として据えることが適当か。</p>	<p>CTC</p>	<p>電気通信事業会計、接続会計は、電気通信事業の公正かつ有効な競争の促進を目的として制定、運用されるべきであると考えます。 一方で、電気通信市場特に加入者系光ファイバ市場においては、競争政策により競争が促進されつつある状況にあります。こうした状況において、<u>接続政策や料金政策に過度に配慮した会計制度を作ることは、事業者の事業構造を意図的に歪め、引いては公正な競争を阻害する可能性もあることから、制度設計の視点として、電気通信事業分野の競争評価結果との関係についても留意すべきと考えます。</u></p>	<p>1.1 2)の視点に含まれる。</p>
	<p>ケイ・オプティコム</p>	<p><u>会計制度の見直しにあたっては、特に NTT 東西における子会社との関係が透明化されるような視点が必要と考えます。</u></p>	<p>ご意見を踏まえ、1.1 2)に「市場支配力を有する事業者とその子会社等の関係について透明性向上を図るための会計制度の活用方法」という記述を追加。</p>
	<p>イーアクセス</p>	<p>「IP化の進展に対応した競争ルールの在り方に関する懇談会」報告書で、NTT東西とその受託等を受ける子会社等を含め、NTT東西を起点とする共同的・一体的な市場支配力の濫用等の防止するため早急な制度整備の必要性がうたわれています。 会計制度の見直しにあたっては、NTT東西本体の会計を見ただけでは適正性を判断できない場合があるため、NTT東西の接続料金に影響を及ぼすような関係にある事業者については、NTT東西と同等の会計制度の適用(指定電気通信設備の管理部門と利用部門に分けて会計を整理するなど)やデータ開示を提案します。 具体的には、NTT東西との取引規模が大きく、接続料金の影響も大きい会社(NTTエムイー、NTTネオメイト、NTTコムウェア、NTTファシリティーズほかNTT東西の子会社)については、特定関係事業者として扱い、NTT東西向けとNTT東西以外の事業者向けを会計上分離してそれぞれの利益率を開示するなどして、作業委託費及び業務委託費などについては、NTT東西に効率化のインセンティブが働くようなしくみを確立することを提案します。</p>	<p>同上</p>
	<p>ソフトバンクグループ</p>	<p>NTT 東西の NGN は、将来的には PSTN に置き換わることが考えられ、競争環境に与える影響の大きさを考慮すると、NTT 東西の NGN についても当初より第一種指定電気通信設備と指定されるべきであり、会計制度をはじめとする各種ルール整備を行っておく必要があるものと考えます。</p>	<p>2.1.2 2)b) や 3.1.3 3)における議論の参考とする。</p>
	<p>KDDI</p>	<p><1. 部門間での内部相互補助の防止について> ボトルネック設備は国民の財産であることから、NTT東・西の利用部門と管理部門の会計分離を徹底し、部門間での内部相互補助を厳格に防止する必要があると考えます。 具体的には、BTのオープンリーチを参考にした検討を行うべきであると考えます。</p> <p><2. 会計制度の見直しのルール化について> 会計制度には継続性の原則がありますが、情報通信市場は大きな変革期にあり、制度を適時に見直すことが必要な状態にあります。IP化等の技術革新が早期にお客様利益に結びつくよう、見直しのルール化も含めた検討を行うことが必要であると考えます。</p>	<p>1については、利用部門と管理部門間での内部相互補助の防止は、1.1 1)の視点に含まれる。BTを参考にすべきとのご意見は、2.「今後の接続会計の在り方」における議論の参考とする。 2については、ご意見を踏まえ、4.4.1を追加。</p>
	<p>ソフトバンクグループ</p>	<p>IP 網への完全な移行は短期間で完了するものではなく、PSTN と IP 網とが並存する移行期間が相応に存在するものと考えます。したがって、会計制度の見直しにあたっては、PSTN から IP 網への移行期間(フェーズ1)と、PSTN が消滅し完全に IP 網への移行が完了した以降の期間(フェーズ2)との2つのフェーズに分けて考えることが適切であると考えます。</p>	<p>ご意見を踏まえ、1.1.4)を追加。</p>

		<p>今回の会計制度見直しにあたっては、検討の期間も限られていることから、まずは喫緊の課題となる PSTN から IP 網への移行期間（フェーズ 1）にフォーカスして、電気通信事業会計と接続会計を相互検証可能とするよう現行の会計制度をベースに改善することが適当であると考えます。</p> <p>また、IP 網への移行が完了した以降の期間（フェーズ 2）における会計制度については、現行の PSTN を前提とした制度体系を抜本的に見直す必要が生じる可能性があることから、フェーズ 1 における検討が終了した後に、すみやかにフェーズ 2 の検討に着手すべきと考えます。</p>	
--	--	--	--

2. 今後の接続会計の在り方

(1) 設備区分の在り方

項 目	意 見		考 え 方
	提出者		
2.1.2 1) 接続会計の目的が接続料原価の適正性の確保にあることにかんがみれば、接続会計の設備区分について、現行接続料の機能に対応したものとす 方向で見直すことが適当ではないか。	ソフトバンクグループ	<p>接続会計は適正な接続料算定に資することを目的とするものであり、接続料の原価や算定プロセスとの関連性は明確である必要があります。従って、接続会計における設備区分と、<u>接続料算定に適用されている設備区分とを一致させることが不可欠である</u>と考えます。</p> <p>なお、今後新たな接続料が設定される場合には、必要に応じて、接続会計において対応する設備区分を追加する必要があると考えます。</p>	ご意見を踏まえ、2.1.2 1)a)を追加。
	KDDI	<p>本来、接続会計と接続料の差分は、接続会計が純粋にコストを算定するものであり、接続料はコストを基に値付けを行うということのみであるはずですが、現在は連携が不足しており、<u>相互検証が困難な状況にあります</u>。設備区分を整合させる等、制度の連携を早急に確保すべきであると考えます。</p>	同上
	NTT東	<p>・ 接続会計の設備区分は、ネットワーク設備の装置等の種類に着目して設けられたものです。他方、接続料の機能は、1つのネットワーク設備を接続形態別に細分化したり、また、複数のネットワーク設備を組み合わせて1つの機能を設定する等、接続形態の多様化に伴って変更していくものです。したがって、<u>接続会計の設備区分は、会計の継続性の観点から、設備の種類に着目した区分としておくべき</u>と考えます。</p> <p>なお、接続料原価は、接続会計の設備区分別の原価をもとに、毎年、接続料の機能の変更に 対応して算定しており、<u>接続会計に基づく接続料の算定根拠において、設備区分と接続料の機能との対応関係を開示</u>しています。</p> <p>・ <u>現行の設備区分のうち、単独で接続料算定に用いられていないもの等、費用を個別に把握する必要性が薄れている区分</u>（端末系交換設備間伝送路、群タンデム交換設備～端末系交換設備伝送路、群タンデム交換設備、端末系交換設備～中継系交換設備伝送路（斜回線）、中継系交換設備～相互接続点伝送路（分離型閘門交換機）、PHS接続装置、総合デジタル網加入者モジュール及び設備利用部門における全ての設備区分等(*)）については簡素化（廃止・統合）すべきであると考えます。</p> <p>(*) 指定外県内伝送路、県間伝送路、端末設備、機械設備、控除項目、サービス活動</p> <p>また、<u>地域IP網やメガデータネッツ等のデータ通信網等については、競争事業者は局舎コロケーションを利用して自らルータ等の局内装置を設置し独自のIP網やデータ網を構築しており、当社の設備にボトルネック性はないことから、指定電気通信設備規制の対象から</u></p>	設備区分の簡素化等のご意見を踏まえ、2.1.2 1)b)を追加。その他のご意見については、本項目における議論の参考とする。

	<p>除外し、設備区分（端末系交換設備（データ）、中継系交換設備（データ））は廃止すべきであると考えます。</p> <p>・仮に接続会計の設備区分を接続料の機能に対応した区分に見直す場合には、会計システムや事務処理の変更に期間や稼働を要することを踏まえ、事業者側に過度の負担とならないよう配慮していただく必要があると考えます。</p>	
NTT西	<p>・接続会計の設備区分は、NTT東西のネットワーク設備の装置構成に着目して設けられたものですが、他方、接続料の機能は、接続形態の多様化に伴い、1つのネットワーク設備を接続形態別に細分化したり、また、複数のネットワーク設備を組み合わせて1つの機能を設定する等、変化してきており、現在、接続会計の設備区分と接続料の機能の対応について、<u>接続会計に基づく接続料の算定根拠において開示しているところ</u>です。</p> <p>・今後、技術革新やお客ニーズの多様化・高度化に伴い、どのようなサービスが受け入れられていくのか必ずしも見通せないものであることから、現行の相互接続機能が33機能であっても、将来ともこれが固定されるとは想定されません。このような環境の中では、<u>提供される機能にその都度設備区分を対応させなくても、上記算定根拠の開示で設備区分と接続料の機能の対応はとれているもの</u>と考えます。むしろ、<u>逆に、現在の設備区分の中で、実際の接続料算定に用いられていない等、費用を個別に把握する必要性が薄れている区分については、簡素化していただきたい</u>と考えます。</p> <p>・また、<u>地域IP網やメガデータネット等のデータ通信網等については、競争事業者は局舎コロケーションを利用して自らルータ等の局内装置を設置し独自のIP網やデータ網を構築しており、当社の設備にボトルネック性はないことから、指定電気通信設備規制の対象から除外し、設備区分（端末系交換設備（データ）、中継系交換設備（データ））は廃止すべき</u>であると考えます。</p> <p>・仮に接続会計の設備区分を接続料の機能に対応した区分に見直す場合には、<u>現行の設備区分ごとの費用を機能別に細分化する必要があり、会計システムや事務処理の変更に期間や稼働を要することから、事業者側に過度の負担とならないよう配慮していただく必要がある</u>と考えます。</p>	同上
イーアクセス	<p>設備ごとの費用明細と実際の接続料の原価算定との対応関係が不透明になっている点については、「<u>現行接続料の機能に対応したものとする方向で見直す</u>」ことに賛成いたします。</p> <p>現在の接続会計は、NTT東西の固定電話を中心に会計区分がされていますが、固定電話のアクセスチャージはLRICで算定しているため、<u>接続会計での固定電話に関する区分は簡素化したほうがよい</u>と考えます。</p> <p>むしろ、<u>接続約款にある固定電話以外のサービスの機能を重視して接続会計を整理することを提案</u>します。例えば、<u>第一種指定電気設備の中継ダークファイバなど実際原価算定方式の接続機能が接続会計で区分することを提案</u>します。</p> <p>接続会計の項目を接続約款の機能に対応させることが困難な場合は、少なくとも、ある区分の合計では対比できるような仕組みをつくることを提案します。</p>	同上
ケイ・オプティコム	<p>総務省殿のご提案に賛同いたします。</p>	本項目における議論の参考とする。

<p>2.1.2 2) a)</p> <p>現行の設備区分はPSTNを中心としたネットワークを前提として音声伝送役務や専用役務について区分が設けられているが、ネットワーク構造の変化に応じて、区分の簡素化を含めてその在り方を検討することが適当ではないか。</p> <p>この際、引き続き現行の役務ベースの設備区分を採用することは適当か。仮に当該区分を見直すとした場合、どのような代替策が考えられるか。</p>	CTC	<p>現状の設備区分は、サービスと設備の関連が比較的明確なPSTNベースの設備を前提としていますが、<u>IP系設備は、「1つの設備で多様なサービスを提供できる」ことを踏まえ、実態に即した設備区分に見直していくことが必要であると考えます。</u></p> <p><u>この場合、「多様なサービスを提供する設備のコスト」をどのように機能(サービス)別に配賦するかが重要であり、技術的に対応可能な範囲で、「合理的なコストドライバの在り方」を議論していく必要があると考えます。</u></p>	<p>本項目における議論の参考とする。</p> <p>なお、配賦に係るご意見については、2.2.11)「費用配賦の在り方」における議論の参考とする。</p>
	ソフトバンクグループ	<p>IP網においては、同一のネットワークにおいて複数のサービスが提供されるため、設備区分の重要性が低下する可能性がある一方で、役務区分の重要性は増すものと考えられます。</p> <p>しかしながら、<u>レガシーネットワークが存在する限りは、適正な接続料を算定するために、そのコストを適正に把握する必要がある</u>、<u>現行の設備区分の考え方を当面は継続する必要があるものと考えます。</u>また、これに加えて、PSTNとIP網との共用設備については、<u>適正な配賦基準を用いてPSTNとIP網とに区分される必要がある</u>と考えます。</p>	<p>本項目における議論の参考とする。</p> <p>なお、配賦に係るご意見については、2.2.11)「費用配賦の在り方」における議論の参考とする。</p>
	KDDI	<p>現在の役務区分は、<u>IP化の進展等により妥当性を失う可能性があり、例えば、サービス単位とする等の見直しを行うことが必要</u>と考えます。</p> <p>前項意見のとおり、接続会計の設備区分は接続料の設備区分と可能な限り一致して作成されることが妥当であると考えます。</p>	<p>本項目における議論の参考とする。</p>
	ケイ・オプティコム	<p><u>IP化の進展等を踏まえ、役務別の設備区分の採用要否については検討が必要になると考えます。</u>特にNTTはNGNトライアルを開始しており、早急にNGNの設備区分のあり方について基本的な考え方を整理する必要があると考えます。</p>	<p>同上</p>
	NTT東	<p><u>IP技術の進展により、ルータで音声とデータの双方を提供することが可能になっており、役務別の区分は困難</u>になっています。また、前述のとおり、当社のIP系・データ系サービスの設備にはボトルネック性はなく、指定電気通信設備規制の対象から除外すべきと考えます。</p>	<p>同上</p>
	NTT西	<p><u>IP技術の進展により、ルータで音声とデータの双方を提供することが可能になっており、役務別の区分は困難</u>になっています。また、前述のとおり、IP系・データ系サービスの設備にボトルネック性はなく、指定電気通信設備規制の対象から除外すべきと考えます。</p>	<p>同上</p>
	イーアクセス	<p>ネットワークがIP化されていくと、<u>IP電話の占める地位が高まってくるので、IP電話の設備区分の整理を提案</u>します。</p> <p>具体的には、ひかり電話を提供しているSIP等の設備は現在、第一種指定電気通信設備に指定されていませんが、ひかり電話のようにOABJ-IP電話と基礎的電気通信役務である固定電話は、利用者から見ると区別がつかず同等の機能を有していることから、<u>既存の音声役務に準じた扱いをすることを検討すべきです。</u></p>	<p>同上</p>
	テレサ協	<p>ネットワークのIP化の進展により、音声・データといった役務別に区分される垂直型のネットワークから、転送機能・サービス制御機能といった機能がレイヤー別に区分される水平型のネットワークに移行して行くものと考えます。このとき、<u>転送機能を音声・データに共通な設備を用いて実現することにより、設備投資および運用コストの削減が可能</u>になるものと期待されます。</p>	<p>同上</p>

2.1.2 2) b) NTT東西が07年度下期から次世代ネットワークによる本格商用サービスを開始していく予定としているが、次世代ネットワークに係る相互接続機能の追加に伴い、次世代ネットワークに係る設備区分の在り方について基本的考え方を整理する必要があるのではないか。	KDDI	<u>PSTNの実質的な代替物であり、ボトルネック設備と一体として構築されるNGNそのもの及びNGN上で展開されるサービスについて、会計制度によるコスト情報等の透明性確保が不可欠であると考えます。</u> <u>公正競争確保の観点から、NGNの設備区分の基本的考え方については、商用サービスが開始される前に整理しておくことが必要であると考えます。</u>	本項目における議論の参考とする。
	ケイ・オプティコム	<u>IP化の進展等を踏まえ、役務別の設備区分の採用可否については検討が必要になると考えます。特にNTTはNGNトライアルを開始しており、早急にNGNの設備区分のあり方について基本的考え方を整理する必要があると考えます。</u>	同上
	ソフトバンクグループ	<u>NTT東西のNGNにおける音声サービスに関する接続料を算定する観点から、NTT東西のNGNにおける設備区分の在り方を具体的に検討するに際して、まずはNTT東西からNGNのネットワーク構成等に関する詳細情報を開示させることが不可欠と考えます。</u> <u>NTT東西のNGNの展開に伴い新たな設備が追加となった場合には、接続会計においても該当する設備区分を適宜新設することが必要であると考えます。</u> <u>また、これも前項で述べたとおり、PSTNとNGNとの共通設備（管路・とう道、ソフトスイッチ、ゲートウェイ等）については、適切な配賦基準を用いて個別に費用・資産を把握する必要がありと考えます。</u> <u>更に、「新競争プログラム2010（平成18年9月19日付け総務省公表）」において、NTT東西のNGNにおける接続料の算定方法について検討がなされることとなっているため、その検討の方向性と整合性をとりつつ、接続会計におけるNGNの設備区分の在り方を整理すべきであると考えます。なお、NTT東西のNGNにおいては、現状の中継電話サービスに相当するサービスは事実上実現不可能であるため、現在のPSTNにおけるGC接続に相当する接続（OLT等集約装置等での接続）もNGNにおいて実現可能とすべきであり、こうしたNTT東西のNGNにおける接続点の在り方が、NGNの接続ルール整備を進める上で重要な論点であると考えます。</u>	同上
	イーアクセス	<u>次世代ネットワークについては、これから構築するため、次世代ネットワーク単体での収支がわかるように会計項目を整理して、既存の設備を用いたサービスとは分けて会計整理をすることを提案します。</u> <u>さらに、次世代ネットワークの設備区分についても、同様の考え方から従来と同様に役務別でも区分すべきと考えます。</u>	ご意見を踏まえ、2.1.22)b)に「その際、例えば、次世代ネットワークについては、それ以外のネットワークと分けて設備区分を設けることは適当か。その他どのような方向性が考えられるか。」という記述を追加。
	NTT東	<u>・次世代ネットワークは、ブロードバンドサービスに対するお客様ニーズの高度化・多様化に対応するために、固定電話網とは別に競争下で新たに構築する設備であり、技術的にもまだ予見が難しい面が多いこと、既存の固定電話網と同様な規制が当初から適用されるとすれば、次世代ネットワークの構築・新サービスの開発意欲を阻害することから、まだ、実態も無い段階で、規制の適用を前提とした議論をすべきではないと考えます。</u>	本項目における議論の参考とする。
NTT西	<u>・現在取り組んでいる次世代ネットワークについては、これからの技術革新のスピード、内容を十分に予見し難い中で多様化・高度化するお客様ニーズに応えるためPSTN網とは別の新たなネットワークとして今後構築していくものであり、まだ実態の無い段階で、推測に</u>	同上	

		基づく検討は困難であるとともに、既存のPSTN網と同様な規制が当初から適用されれば、次世代ネットワークの構築・新サービスの開発意欲を阻害することから、規制の適用を前提とした議論をすべきではないと考えます。	
2.1.3 上記のほか、設備区分の在り方について検討を要する事項はあるか。	KDDI	設備区分に変更の必要性が生じた際には可能な限り早期に対処がなされるよう、見直しの手続きについて予めルール化しておくことが必要であると考えます。	ご意見を踏まえ、4.4.1を追加。
	ソフトバンクグループ	設備区分別費用明細表等において、さらに設備区分の細目を明らかにする必要があると考えます。例えば、端末系伝送路設備について、架空、地中の構成別に費用の詳細を明らかにする等の改善が必要であると考えます。	ご意見を踏まえ、2.2.1 1)c)を追加。
	ケイ・オプティコム	県内・県間も含めたシームレスなネットワークとしてNTT東西が提供するのであれば、県内・県間に係る設備区分も検討する必要があると考えます。 (なおそもそも論として、NTT東西のNGNは明らかにPSTN網に置き換わるボトルネック設備であると考えますが、そうしたネットワークにおいて、県間通信の機能をNTT東西自らが活用業務で構築・運用するのか、それとも他事業者が行うのかを、まずは十分に議論を行う必要があると考えます。)	2.1.2 2)b)における議論の参考とする。
	ソフトバンクグループ	設備区分の在り方の検討にあたっては、あらゆる設備について細分化することを検討するだけでなく、公正競争を確保する上での設備の重要性に応じて、特に重要な設備についてより詳細なデータを把握するよう重点的に細分化を行うというアプローチも検討に値するものと考えます。	ご意見を踏まえ、1.1.2)に「また、その際、公正競争の確保上、重要性の高いものを優先して検討することが適当ではないか。」という記述を追加。

(2) 原価算定の在り方

項 目	意 見		考 え 方
	提出者		
2.2.1 1) a) 配賦基準を固定資産価額比や支出額比としている費目については、接続料原価をPSTNに片寄せし、適正な接続料を確保できなくなる可能性があることから、費用配賦の実態を検証し、その在り方を検討する必要があるのではないか。	CTC	固定資産価額比や支出額比は、実態のコストと乖離する可能性があることから、現状の費用配賦の実態を検証することは、非常に有効であると考えます。	本項目における議論の参考とする。
	イーアクセス	基本的に配賦する費用の額を可能な限り減少させることがまず必要と考えます。接続料算定に必要な度合いに応じて会計項目を細分化して直課比率をあげることを提案します。 現在の配賦基準は、固定資産額比や支出額比で配賦するものが多いため、費用配賦の実態を検証し見直しすることに賛成します。 具体的な配賦方法の検討については、会計項目ごとに作業度合いや設備の利用度合いによって分けるべきと考えます。具体的な検討については、ワーキンググループを開催するなどして他の接続事業者の意見もふまえて検討していただけるよう要望します。 また、適正性確保の観点から、配賦を行う度ごとに、会計項目ごとに配賦前と配賦後、配賦基準、その根拠や途中経過の開示を義務付けることを提案します。	同上
	KDDI	費用配賦の適正性については、適時に検証し、必要な場合には速やかに見直すことが適当であると考えます。	同上
	ソフトバンクグループ	費用配賦の実態を検証し、その在り方を検討することに賛同します。 会計制度は、接続料算定やユニバーサルサービス制度等のその他の制度とも密接に関連するものであり、会計制度の結果が周辺の各種制度に及ぼす影響を考慮すると、PSTNとIP網との共通設備・費用については、徹底的なABC(Activity Based Costing)手法に基づき適正な	同上

		<p>配賦がなされるべきであると考えます。</p> <p>管路・とう道等の配賦においては、光ファイバ系サービスの進展フェーズとその他サービスの提供条件に照らして、特定のサービスにコストが偏ることのないよう配賦比率を決定する必要があります。配賦比率の候補として、加入者回線単位、条単位等の案が考えられますが、どの配賦比率を採用するかについては慎重に検討していく必要があります。</p> <p>適正な配賦基準を検討するに際し、前述のとおり、まずは設備の利用実態等を把握するための関連データをNTT東西に開示させる必要があると考えます。</p>	
	ケイ・オプティコム	<p>固定資産価格比、支出額比による配賦では、今後、トラフィックが減少していく音声業務に実態以上の費用が配賦されてしまうことから、費用配賦の実態を検証し、適正な配賦に向けた検討していくことは適当であると考えます。</p>	同上
	CTC	<p>特に、固定資産価額比については、現状のPSTN系設備とIP系設備の価格差が非常に大きいことを考慮すると、費用配賦方法としては、適当ではないと考えられます。</p>	同上
	NTT東	<p>1) - a) 及び b) について</p> <p>現行の接続会計制度は、平成10年度に導入され、その後、接続ルールの見直し議論や接続料認可時の審議会答申の内容を踏まえ、その都度、設備区分の細分化や配賦方法の変更など、これまでもIP化の進展等も含めた環境の変化に合わせた見直しが行われてきたものと考えます。</p> <p>なお、仮に更なる見直しを行う場合においては、会計システムや事務処理の変更には相当な期間や稼働を要することを踏まえ、事業者側に過度の負担とならないよう配慮していただく必要があると考えます。</p>	同上
	NTT西	<p>1) - a) 及び b) について</p> <p>現行の接続会計制度は、平成10年度に導入され、その後、接続ルールの見直し議論や接続料認可時の審議会答申の内容を踏まえ、その都度、設備区分の細分化や配賦方法の変更など、これまでもIP化の進展等も含めた環境の変化に合わせた見直しが行われてきたものと考えます。</p> <p>なお、仮に更なる見直しを行う場合においては、会計システムや事務処理の変更には相当な期間や稼働を要することを踏まえ、事業者側に過度の負担とならないよう配慮していただく必要があると考えます。</p>	同上
2.2.1 1) b)	イーアクセス	<p>基本的に配賦する費用の額を可能な限り減少させることがまず必要と考えます。接続料算定に必要な度合いに応じて会計項目を細分化して直課比率をあげることを提案します。</p> <p>現在の配賦基準は、固定資産額比や支出額比で配賦するものが多いため、費用配賦の実態を検証し見直しすることに賛成します。</p> <p>具体的な配賦方法の検討については、会計項目ごとに作業度合いや設備の利用度合いによって分けるべきと考えます。具体的な検討については、ワーキンググループを開催するなどして他の接続事業者の意見もふまえて検討していただけるよう要望します。</p> <p>また、適正性確保の観点から、配賦を行う度ごとに、会計項目ごとに配賦前と配賦後、配賦基準、その根拠や途中経過の開示を義務付けることを提案します。</p>	<p>直課比率の向上に係るご意見を踏まえ、2.2.1 1) b)に「まずは直課比率の向上を図り」という記述を追加。</p> <p>また、開示に係るご意見を踏まえ、2.2.1 1) c)を追加。</p>
	KDDI	<p>見直しに当たっては、恣意性の排除に努めLRICの配賦基準も参考にするとともに、出来る限り客観的な基準を用いるよう留意することが必要であると考えます。</p>	本項目における議論の参考とする。

	ソフトバンクグループ	<p>配賦基準の見直しの方向性としては、前述のとおり <u>ABC 手法の考え方を採用することが適当と</u>考えます。</p> <p>徹底した ABC 手法の適用を検討するにあたり、<u>まず第一に適正な配賦基準を検討するための関連データの収集が必要となりますが、その際には、関連データ収集の可能性に関する検討や、収集した関連データの適正性に関する検証が必要であると考えます。</u></p> <p>関連データの適正性に関する検証に際しては、実際に電気通信事業を行っている事業者からの類似の関連データや、海外での事例等を用いることが有効であると考えます。</p> <p>また、これらの検討については、<u>関係事業者も交えオープンな場で議論を行う必要がある</u>と考えます。</p> <p>さらに、<u>今回の見直しに関する検討期間は限られていることから、費用項目に優先順位をつけ、公正競争を確保する上で重要な項目から重点的に見直しの議論を行うことも検討に値するもの</u>と考えます。</p>	<p>ABC手法の採用に係るご意見を踏まえ、2.2.11)b)に「直課できない場合は、ABC (Activity-Based Costing) 手法等を採用するという考え方は適当か。」という記述を追加。</p> <p>また、費用項目の優先順位に係るご意見を踏まえ、2.2.11)b)に「検討期間が限られていることを考えると、費用項目に優先順位をつけて検討することが適当ではないか。」という記述を追加。</p>
	ケイ・オプティコム	<p>また、<u>見直しの方向性としては、利用者数比など設備の利用実態に比して配賦されることが適当と</u>考えます。</p>	<p>本項目における議論の参考とする。</p>
2.2.1 1) c) その他、費用配賦の在り方について検討を要する事項は何か。	KDDI	<p>費用配賦には一義的な正解が存在するものではなく、技術進展やネットワークの規模等に依じて、適時の見直しを可能とする必要があると考えます。しかしながら、<u>費用配賦の見直し議論が行われなかった原因の一つには、接続会計の配賦基準（複数の手法が選択可能な場合）や、配賦方法が「接続会計処理手順書」では明確に説明されていなかったことが挙げられるもの</u>と考えます。</p> <p>したがって、<u>今般の見直しにあたっては、接続会計処理手順書の詳細化について検討するべきである</u>と考えます。</p> <p>例えばイギリスでは、詳細な会計処理手順書の作成がルール化されており、全ての費目の配賦・帰属基準等を詳細に記述し、体系的にコード化することによって、外部検証性を担保しています。このような海外事例も<u>見直しの参考とされるべきである</u>と考えます。</p>	<p>ご意見を踏まえ、2.2.1 1) c)を追加。</p>
	ソフトバンクグループ	<p>費用配賦基準や比率等に関する詳細な情報・関連データが開示されていないことから、<u>接続会計制度全体を通じて透明性が確保されていません。このため、制度の透明性・検証可能性を確保するために、費用配賦等に関する具体的な関連データも含め、徹底的な情報開示を行う必要がある</u>と考えます。</p> <p>また、<u>過度な費用配賦プロセスが発生している要因の一つとして、各明細表における設備区分の項目間に整合性がないことがあげられます。このため、各明細表における設備区分について可能な限り整合を図ることにより、過度な費用配賦基準に関する議論を回避することができるもの</u>と考えます。</p>	<p>ご意見を踏まえ、2.2.1 1) c)を追加。</p> <p>なお、設備区分の項目間の整合性に係るご意見は、2. (1)「設備区分の在り方」における議論の参考とする。</p>
2.2.1 2) a) 適正な接続料原価を算定する観点から、使用実態に見合った減価償却費を計上することが望ましく、主要な電気通信設備については耐用年数を改めて検証し、できる限り使用実態を反映させたもの	ソフトバンクグループ	<p>ボトルネック設備を有する NTT 東西の接続料に係る原価は、<u>設備の使用実態を反映させた耐用年数に基づき算定されるべきである</u>と考えます。</p> <p>従って、<u>接続会計における減価償却費についても経済的耐用年数を適用することが必須と</u>考えます。</p>	<p>本項目における議論の参考とする。</p>
	イーアクセス	<p>将来原価方式で算定している接続料や再取得価格方式算定している網改造料については、<u>耐用年数の見直しが必要と</u>考えます。</p> <p>なぜなら、NTT東西の接続約款には、設備管理運営費の欄に「ただし、当該設備が法定耐用年数を経過している場合は、当該設備の正味固定資産額は当該設備の残存価額とします」</p>	<p>同上</p>

<p>について検討することが適当ではないか。</p>		<p>と記述があるため、コロケーション設備についても、耐用年数を経過した場合は残存価額での算定をすべきと考えます。</p> <p>特に、加入ダークファイバやコロケーション設備（電源設備や空調設備等）など、接続事業者が利用する設備について、接続事業者が使用し始めた年度で算定していても、実際の償却開始年度が異なることから、NTT東西の設備の平均的な実質耐用年数を適用することを提案します。</p>	
	KDDI	<p>耐用年数の適正性については、適時に検証し、必要な場合には速やかに見直すことが適当であると考えます。</p>	同上
	CTC	<p>接続料の原価算定に「法定耐用年数」ではなく「経済的耐用年数」を用いることは、資金回収期間が実際の会計処理に比較して長期化し、リスクが増大することから、一般の電気通信事業者にとっては、許容できないものと考えます。</p> <p>特に、加入者光ファイバについては、設備競争の進展を志向している市場であることから、インフラ事業者の「実績コスト適正回収」を考慮すべきであり、費用算定も、現行の将来原価方式ではなく、実際費用方式を採用することを検討していくべきであると考えます。</p>	同上
	ケイ・オプティコム	<p>使用実態は、設備仕様や設置環境によって大きく異なる可能性があり、現時点では正確に反映させることは困難であると考えます。特に、加入者光ファイバについては、導入からの経過年数が浅い設備であること、また、利用者の意向変更などにより、未利用設備も多数発生することから、使用実態を耐用年数へ適用することは時期尚早と考えます。</p>	同上
	NTT東	<p>固定電話需要の減少やブロードバンドサービスの拡大に伴い、メタル回線や交換機等の固定電話設備については、新規投資を抑制し既存設備の延命を図る一方で、光ファイバやルータ等については、増加する需要に対応するために設備投資を急速に拡大しているところです。このように設備の利用環境が大きく変化している状況の下で、新たな実耐用年数を把握することは現時点においては困難であり、現状の財務上の耐用年数を用いることが適切と考えます。</p> <p>なお、長期増分費用モデルにおいては、光ファイバの経済的耐用年数を架空20.3年・地下25.9年としています。例えば、当社において昭和60年（20年前）に投資した光ファイバは現在までに大半の設備を更改している実態から見て、現実的でないと考えます。また、電話交換機の経済的耐用年数を投資抑制による設備の延命を考慮して19.9年としています。この耐用年数は延命している設備について無期限使用可能として算定しているものであり、これも現実的でないと考えます。</p>	同上
	NTT西	<p>固定電話需要の減少やブロードバンドサービスの拡大に伴い、メタル回線や交換機等の固定電話設備については、新規投資を抑制し既存設備の延命を図る一方で、光ファイバやルータ等については、増加する需要に対応するために設備投資を急速に拡大しているところです。このように設備の利用環境が大きく変化している状況の下で、新たな実耐用年数を把握することは現時点においては困難であり、現状の財務上の耐用年数を用いることが適切と考えます。</p>	同上
	ソフトバンクグループ	<p>なお、経済的耐用年数に基づく減価償却費を計上することになった場合であっても、電気通信事業会計との検証可能性を確保する等の観点から、法定耐用年数に基づく減価償却費についても合わせて報告されることが必要と考えます。</p>	<p>ご意見を踏まえ、2.2.12)a)に「仮に接続会計に基づく接続料原価算定を見直しの対象とし、電気通信事業会計を見直しの対象としない場合、両会計の減価</p>

			償却費に差異が生じることとなるが、この点についてどう考えるか。」という記述を追加。
	イーアクセス	<u>この場合、事業会計では法定耐用年数を、接続会計では実質耐用年数を適用したため、双方に違いが生じることについては、問題ないと考えます。</u>	同上
2.2.1 2) b) 耐用年数を検証する際、どのような手法を用いて見直すことが適当と考えられるか	KDDI	具体的な手法については、 <u>LRICで用いられている経済的耐用年数の算出手法を参考に</u> する等、設備ごとに検討することが必要であると考えます。	ご意見を踏まえ、2.2.12)b)に「例えば、LRICで用いられている経済的耐用年数の算出方法（増減法等）を参考とすることは適当か。」という記述を追加。
	ソフトバンクグループ	<u>長期増分費用モデル研究会で行われているように、関係事業者が設備の使用実態等に関するデータを持ち寄ることで実態を把握し、適正な経済的耐用年数を設定すべきと考えます。</u> なお、 <u>経済的耐用年数の検討においては、関係事業者も交えた公の場で議論がなされることが必要であると考えます。</u>	本項目における議論の参考とする。
2.2.1 2) c) その他、耐用年数の検討に際し、留意すべき事項はあるか。	KDDI	<u>使用実態を考慮に入れる場合、導入してからの経過年数が浅い設備については、適正な算定が困難となる場合もありえます。</u> 例えば加入者光ファイバの耐用年数の算定にあたっては、 <u>メタルケーブルの例を参考に</u> する等、 <u>実態と乖離しない修正が必要になるもの</u> と考えます。	本項目における議論の参考とする。
	ソフトバンクグループ	<u>耐用年数の見直しは、接続料の額に大きな影響を及ぼすものであり、公正な競争環境を早期に整備するという観点から、最優先で取り扱うべき項目の一つであるため、速やかに経済的耐用年数が適用されるよう、早急に具体的な議論を開始する必要がある</u> と考えます。	同上
2.2.2 原価算定の在り方について、その他検討を要する事項はあるか。	—	—	—

(3) その他検討すべき事項

項 目	意 見		考 え 方
	提出者		
2.3.1 例えば、LRIC方式により算定した費用と実際費用との関係について検証可能な仕組みを検討する必要があるのではないか。 すなわち、LRIC方式は、NTT東西に内在する非効率性を排除して接続料を算定することを目的として導入されたが、実態として、実際費用とLRICにより算定した費用	ケイ・オプティコム	総務省殿のご提案に賛同いたします。	本項目における議論の参考とする。
	CTC	<u>LRICと実際費用の差額について、その差分を検証し、LRICの在り方を検討する視点は、有効である</u> と考えます。 なお、LRICは、既存の加入電話サービスなどの設備競争の進展が見込まれない市場では有効ですが、 <u>設備競争を志向する市場においては、採用すべきではない</u> と考えます。	同上
	イーアクセス	<u>固定電話のアクセスチャージが引き続きLRIC方式で算定する場合には、実際費用方式との比較を行うことについて賛成</u> します。	同上
	KDDI	<u>LRIC方式の実際費用方式に対する長所の一つは、算定過程の透明性が確保されており適正な原価算定に資する点である</u> と考えます。したがって、 <u>LRICと実際費用の水準が近づいたとしても、そのことを以ってLRICの廃止等を検討することは不適當</u> ですが、 <u>LRICの適正性を実際費用によって検証する観点からは、相互の参照性が確保されるべきもの</u>	同上

<p>の乖離が縮小傾向にある。こうした中、LRICにより算定した費用と実際費用の比較を可能とする仕組みを設けることにより、今後LRIC方式の在り方を検討する際に参照できるようにすることが適当ではないか。</p>	<p>ソフトバンクグループ</p>	<p>と考えます。</p> <p>LRIC方式により算定された費用と実際費用との差異を把握することにより、現在のLRICモデルにおける見直しを効率的に進められる可能性も考えられるため、LRIC方式における費用と実際費用との関係について、比較検証可能な仕組みを構築することについて検討することは、相応に有効であると考えます。ただし、会計結果の適正性について検証不可能な現行制度下で比較検証を行うことは有効ではなく、会計制度自体の精緻化が比較検証を行う上での必要条件であると考えます。</p> <p>また、LRIC方式における費用と実際費用との比較検証は、LRIC方式の見直しのみを目的として実施されるべきであり、PSTNに係る接続料の算定方式を実際費用方式に戻すという主張は認められないと考えます。</p>	<p>同上</p>
	<p>NTT東</p>	<p>長期増分費用(LRIC)方式は、IP化の急速な進展等に伴う固定電話市場の縮小といった市場構造の急激な変化により、固定電話網について「高度で新しい通信技術の導入により効率化が図られることが認められる」というLRICを採用する前提が現実の事業環境にそぐわないものになっていることから、早急に廃止すべきと考えます。</p>	<p>同上</p>
	<p>NTT西</p>	<p>LRIC方式は、IP化の急速な進展等に伴う固定電話市場の縮小といった市場構造の急激な変化により、PSTN網について「高度で新しい通信技術の導入により効率化が図られることが認められる」というLRICを採用する前提が現実の事業環境にそぐわないものになっていることから、廃止すべきであると考えます。</p>	<p>同上</p>
<p>2.3.2 その他、どのような事項について検討すべきか。</p>	<p>ソフトバンクグループ</p>	<p>(1) スタックテストへの活用 <u>接続料水準の検証ツールの一つであるスタックテストにおいて、見直し後の接続会計の会計結果が使用される仕組みを構築すべきと考えます。</u> なお、スタックテストは、NTT東西の利用者料金が接続事業者が支払う接続料と同等のコストを適正に反映した上で設定されているか否かを検証する必要があることから、<u>小売コストの内訳も明らかにした上で実施されるべきであり、接続会計における利用部門費用においても小売コストの把握が可能となるよう、販売対応やお客さま対応といった営業費に係る区分を設ける等の整備が図られる必要があると考えます。</u></p> <p>(2) 接続会計に関連する情報開示 2.2.1 1) c) で述べたとおり、費用配賦基準や比率等に関する詳細な情報・関連データが開示されていないことから、接続会計制度全体を通じて透明性が確保されていません。接続会計制度全体を通じてプロセスの透明性が確保されるよう、あらゆる関連データの開示をNTT東西に義務付けるべきと考えます。 また、<u>接続会計処理手順書についても、一部内容が不明確なところがあることから、より詳細な手順書の作成をNTT東西に義務付けるべきと考えます。</u> <u>更に、接続会計報告書は接続会計規則第10条第4項の規定により、総務大臣の許可を受けてその一部が非公表となる可能性があります。接続料の適正な算定に資することを目的としている接続会計報告書は全て公表を前提とするよう制度改正がなされるべきであると考えます。</u> <u>仮に、全ての情報の公開が困難な場合には、接続事業者に対してNDA(Non-Disclosure Agreement)締結を前提に、必要な情報の開示を行う制度を確立すべきと考えます。</u></p>	<p>4.(2)「接続会計と電気通信事業会計の有機的連携」における議論の参考とする。なお、スタックテストの在り方については、現在情報通信審議会に諮問中。</p> <p>ご意見を踏まえ、2.2.1 1)c)を追加。</p>

3. 今後の電気通信事業会計の在り方

(1) 役務区分の在り方

項 目	提出者	意 見	考 え 方
	3.1.3 1) プライスカップ規制の対象である特定電気通信役務に係る区分については、現在の区分を引き続き維持することが適当か。仮に見直しを行うとした場合、どのような代替案が考えられるか。	C T C	現状の役務区分は、PSTN ベースの設備を前提としており、今後のネットワークの IP 化を考慮すると、役務区分自体が意味をなさなくなると考えます。 このため、競争を有効に機能させる観点からは、支配的事業者の会計情報については、 <u>従来の役務区分ではなく、サービス別(加入電話/ISDN/フレッツ ADSL/B フレッツ等)での開示を検討すべきであると考えます。</u>
ソフトバンクグループ		<u>特定電気通信役務に係る区分については、PSTN が残存する当面の間は引き続き検証していく必要があることから、現行の区分を基本に考えていくことが適当と考えます。ただし、特定電気通信役務に係るより詳細な検証が可能となるよう、区分を細分化する必要があると考えます。</u>	同上
		弊グループは、活用業務については本来認められるべきものではないと考えていますが、すでに NTT 東西にて提供されている活用業務については、その収支を個別に把握の上、公正な競争の確保に支障を及ぼす恐れがないかといった分析等を実施する必要があるものと考えます。 現在、活用業務の収支は NTT 東西が毎年度公表している『電気通信事業の公正な競争を確保するために講ずる具体的な措置』等に関する、以下の業務における実施状況等の内容」において公表されていますが、詳細な内容は非公表となっており、適正に算定されたものか検証が不可能となっています。そのため、 <u>特定電気通信役務に加えて活用業務の区分を新たに設け、活用業務とその他のサービスとの間で不公正な内部相互補助等が行われていないか検証可能とすべきであると考えます。</u>	活用業務については、現在、認可に係る制度の運用に関する意見募集を別途行っているところ。
ケイ・オプティコム		プライスカップ制度導入以降、新たなサービスである B フレッツ（光ファイバ）においては、本格的な普及期に差し掛かっていますが、NTT 東西がシェア約 70%を獲得しており、既に健全な競争環境とは言い難い状況になっています。そこで、 <u>プライスカップ規制対象の見直しを検討することが適当であると考えます。</u>	本項目における議論の参考とする。
イーアクセス		<u>現在の区分を引き続き維持することが適当と考えます。</u>	同上
NTT東		現在、音声伝送役務と専用役務がプライスカップ規制の対象となっていますが、 <u>音声伝送役務（電話）は、ドライカップを利用した直収電話サービスが開始後 1 年半で約 300 万のユーザを獲得するなど、基本料を含めた全面的な競争が本格化しています。また、専用役務は、I P-V P N や広域イーサネット等の新しい法人向けデータ系サービスとの激しい競争下にあります。このように、競争が進展し、料金が市場で決定されるサービスは利用者料金規制の対象から除くべきであると考えます。したがって、プライスカップ規制の対象は、競争市場となっていないことからユニバーサルサービス基金の対象とされた高コストエリアの加入電話基本料、第一種公衆電話及び緊急通報（＝基礎的電気通信役務）に限定すべきであると考えます。</u> すなわち、 <u>現行の特定電気通信役務に係る区分（音声伝送、専用、基本料、市内通話、市外通話、公衆電話、その他の音声伝送、市内専用、市外専用）は廃止すべきであると考えま</u>	ご意見を踏まえ、3.1.3 1)に「音声伝送役務又は専用役務の区分の中で簡素化すべき区分はあるか。」という記述を追加。

		す	
	NTT西	<p>現在プライスカップ規制を受けているサービス（県内通話・専用）については、ネットワークのオープン化により競争が進展しており、また、加入電話の基本料についても、ドライカップを利用した直収電話の参入により、競争市場が形成されています。従って、競争代替物として導入されたプライスカップ規制は、その役割を終えてきており、基本的には廃止すべきと考えます。仮に、プライスカップ規制を存続するとしても、その対象は、競争市場となっていないことからユニバーサルサービス基金の対象とされた高コストエリアの加入電話基本料、第一種公衆電話及び緊急通報（＝基礎的電気通信役務）に限定すべきであると考えます。</p> <p>すなわち、現行の特定電気通信役務に係る区分（音声伝送、専用、基本料、市内通信、市外通信、公衆電話、その他の音声伝送、市内専用、市外専用）は廃止すべきであると考えます。</p>	同上
3.1.3 2) プライスカップ規制対象外の指定電気通信役務や指定電気通信役務以外の電気通信役務に係る区分として、現在の区分（「特定電気通信役務以外の指定電気通信役務」及び「指定電気通信役務以外の電気通信役務」）を引き続き維持することが適当か。例えば、ネットワーク構造（PSTN/IP網）やサービスの提供形態（伝送容量）、QoS（Quality of Service）レベルによる区分等を設けることは適当か。	イーアクセス	<p>「特定電気通信役務以外の指定電気通信役務」については、NTT東西も開示していることから、現在の区分に、音声役務、データ伝送役務、その他の3区分を追加することを提案します。フレッツサービスのスタックテストが行えるよう、データ伝送役務はさらに、フレッツISDNとBフレッツを別計することを提案します。</p> <p>「指定電気通信役務以外の電気通信役務」については、IPルーティング網接続専用、フレッツADSL、OABJ-IP電話（ひかり電話）を別計することを提案します。</p>	本項目における議論の参考とする。
	KDDI	<p>現在の区分では、フレッツ系サービス等のほぼ全てが「その他区分」に分類され、それらが一体として集計されているため、サービス間の内部相互補助の実態が明らかでないと考えます。特定電気通信役務等の適切な収支を検証するためには、サービス単位の区分での会計整理が必要であると考えます。</p>	ご意見を踏まえ、3.1.3 2)に「サービス単位」という記述を追加。
	ソフトバンクグループ	<p>「特定電気通信役務以外の指定電気通信役務」や「指定電気通信役務以外の電気通信役務」については、公正競争確保の観点から、不当な内部相互補助等が行われていないかの検証をより詳細なレベルで行うことを目的に、例えば、ネットワーク及び個別サービス毎の区分の細分化や活用業務区分を新設し、その上で新区分毎にスタックテスト等の検証を実施する必要があると考えます。</p> <p>例えば、ネットワーク及び個別サービス毎の区分の例としては、PSTNとIP網の区分やBフレッツ系サービス等の個別サービス毎の区分が考えられます。特に、NTT東西のBフレッツ系サービスについては、多大な営業費の投入による契約者数の急速な拡大が見られるところであり、当該サービスの個別収支状況等の検証を早急に行う必要があるものと考えます。</p> <p>また、活用業務については前述のとおりであり、「指定電気通信役務以外の電気通信役務」においても区別して会計整理を行い、活用業務とその他のサービスとの間で不公正な内部相互補助等が行われていないか検証可能とすべきであると考えます。</p>	本項目における議論の参考とする。 なお、活用業務については、現在、認可に係る制度の運用に関する意見募集を別途行っているところ。
	NTT東	<p>利用者料金規制は、平成15年の事業法改正によって、プライスカップ規制の対象サービスを除き撤廃され、また、指定電気通信役務についても、保障約款の作成義務はありますが、料金水準に関する規制は撤廃されています。したがって、会計制度上も、プライスカップ規制の対象である特定電気通信役務以外の区分（特定電気通信役務以外の指定電気通信役務、指定電気通信役務以外の電気通信役務）は、廃止すべきであると考えます。</p>	本項目における議論の参考とする。
	NTT西	<p>利用者料金規制は、平成15年の事業法改正によって、プライスカップ規制の対象サー</p>	同上

		<u>ビスを除き撤廃され、また、指定電気通信役務についても、保障約款の作成を義務付けるにとどめることとされ、料金の水準に関する規制は撤廃されています。したがって、会計制度上も、プライスカップ規制の対象である特定電気通信役務以外の区分（特定電気通信役務以外の指定電気通信役務、指定電気通信役務以外の電気通信役務）は、他事業者と同様、廃止すべきであると考えます。s</u>	
3.1.3 3) また、NTT東西による次世代ネットワークを用いた商用サービスの提供に係る会計の在り方について、役務別区分との関係でどのような整理を図ることが適当か。	イーアクセス	次世代ネットワークサービスについては、接続会計と同様に、既存の設備を用いたサービスと区分して次世代ネットワーク単体で区分することを提案します。	ご意見を踏まえ、3.1.3 3)に「例えば、次世代ネットワークを用いたサービスとそれ以外のネットワークを用いたサービスを区分して会計整理をすることは適当か。その他どのような方向性が考えられるか。」という記述を追加。
	KDDI	PSTNの実質的な代替物であり、ボトルネック設備と一体として構築されるNGNそのもの及びNGN上で展開されるサービスについては、会計制度によるコスト情報等の透明性確保が不可欠であると考えます。 NGNを用いた商用サービスはPSTNの既存サービスと同様の区分での会計が必要であると考えます。例えばBフレッツとひかり電話の提供は「基本料」「市内通信」「市外通信」を代替するものであり、両者の比較検証を行うことが、サービス間の内部相互補助の実態を把握するために有効であると考えます。	同上
	ソフトバンクグループ	NTT東西のNGNについては、NGNとPSTNを区分し、その上にさらに詳細なサービス区分を設けた上で会計整理を行う必要があるものと考えます。例えば、IP電話等の現時点でNGN上での提供が想定されるサービスについては、あらかじめ区分を設定しておく必要があるものと考えます。加えて、より詳細なサービスメニューが見えた段階で、適宜区分を追加する必要があるものと考えます。	同上
	NTT東	次世代ネットワークは、ブロードバンドサービスに対するお客様ニーズの高度化・多様化に対応するために、固定電話網とは別に競争下で新たに構築する設備であることから、これを用いて提供するサービスは規制の対象外とし、各事業者に原則自由な事業展開を行わせ、問題が生じた際に対処していくアプローチを採ることが適切と考えます。	本項目における議論の参考とする。
	NTT西	現在取り組んでいる次世代ネットワークについては、これからの技術革新のスピード、内容を十分に予見し難い中で多様化・高度化するお客様ニーズに応えるためPSTN網とは別の新たなネットワークとして今後構築していくものであり、まだ実態の無い段階で、推測に基づく検討は困難であるとともに、既存のPSTN網と同様な規制が当初から適用されるとすれば、次世代ネットワークの構築・新サービスの開発意欲を阻害することから、規制の適用を前提とした議論をすべきではないと考えます。	同上
3.1.3 4) 上記のほか、役務別区分の在り方について検討を要する事項はあるか。	ソフトバンクグループ	<u>役務別区分の検討にあたっては、Bフレッツ系サービス等競争上より重要性の高いものを優先して細分化を図るべきであると考えます。</u>	ご意見を踏まえ、1.1.2)に「また、その際、公正競争の確保上、重要性の高いものを優先して検討することが適当ではないか。」という記述を追加。

(2) 費用配賦の在り方

項 目	提出者	意 見	考 え 方
	3.2.3 固定資産価額比等を配賦基準としている費目について、費用配賦の実態を検証し、その在り方を検討することが適当ではないか。その際、仮に見直しを図るとした場合、どのような方向性が考えられるか。	CTC	<u>固定資産価額比や支出額比は、実態のコストと乖離する可能性があることから、現状の費用配賦の実態を検証することは、非常に有効であると考えます。</u> 特に、 <u>固定資産価額比については、現状のPSTN系設備とIP系設備の価格差が非常に大きいことを考慮すると、費用配賦方式としては、適当ではないと考えられます。</u>
ソフトバンクグループ		<u>費用配賦の実態を検証し、その在り方を検討することに賛同します。</u>	同上
ケイ・オプティコム		<u>費用配賦の実態を検証し、その在り方を検討することは適当と考えます。</u>	同上
イーアクセス		NTT東西と他の接続事業者の公平性担保の観点から、 <u>接続会計での費用配賦の見直し結果をふまえて、同様の配賦方法で統一することを提案します。</u> また、NTT利用部門と接続事業者との公平性担保のために、指定電気通信設備以外の設備についても管理部門と利用部門と分けた会計を適用することを提案します。	同上
KDDI		<u>接続会計と役員別会計は、相互検証性・連携性を担保するために、可能な限り同じ基準による配賦が行われるべきであると考えます。見直しにあたっては、接続会計の費用配賦見直しの議論と併せて検討することが必要であると考えます。</u>	同上
ソフトバンクグループ		<u>費用配賦の基準等に関する見直しの方向性については、2.2.1 1) a)で述べたとおりです。(PSTNとIP網との共通設備・費用については、徹底的なABC(Activity Based Costing)手法に基づき適正な配賦がなされるべき)</u>	ご意見を踏まえ、3.2.3に「まずは、直課比率の向上を図り、直課できない場合は、ABC(Activity-Based Costing)手法等を採用するという考え方は適当か。」という記述を追加。
ケイ・オプティコム		<u>例えば、施設保全等について、固定資産価額比等により費用配賦することにより、音声伝送業務に配賦される費用が実態以上に多くなる可能性があることから、利用者数比等で配賦にするなど、配賦基準の見直しが必要であると考えます。</u>	本項目における議論の参考とする。
NTT東		現行の電気通信事業会計(役員別損益)については、 <u>従来より、環境の変化に合わせた配賦基準の見直しが行われてきたものと考えます。</u> なお、仮に更なる見直しを行う場合においては、会計システムや事務処理の変更には相当な期間や稼働を要することを踏まえ、 <u>事業者側に過度の負担とならないよう配慮していただく必要があると考えます。</u>	同上
NTT西		現行の電気通信事業会計(役員別損益)については、 <u>従来より、環境の変化に合わせた配賦基準の見直しが行われてきたものと考えます。</u> なお、仮に更なる見直しを行う場合においては、会計システムや事務処理の変更には相当な期間や稼働を要することを踏まえ、 <u>事業者側に過度の負担とならないよう配慮していただく必要があると考えます。</u>	同上
3.2.4 その他、費用配賦の在り方について検討を要する事項は何か。	イーアクセス	現行の配賦基準は限界があり、 <u>結果的に内部相互補助の原因となりかねません。</u> 営業費用の配賦基準については、 <u>大きな費用についてはNTT東西の判断だけでなく、公正な観点からの適正な配賦基準の運用が必要と考えます。</u> 例えば、 <u>NTT東西が会社のイメージアップを行うような広告を行った場合でも、NTT</u>	3.2.3における議論の参考とする。

		東西の固定電話は減少していることから、収入額比で配賦するのは問題と考えます。 また、フレッツの販売促進費用はフレッツに直課するなどきめ細かい単位で会計整理することを提案します。	
	ソフトバンクグループ	2.2.1 1) c)において述べた、情報・関連データの徹底的な開示及び費用配賦プロセスの簡素化の必要性については電気通信事業会計においても検討すべき事項であると考えます。	ご意見を踏まえ、3.2.4を追加。

(3) 多様な料金形態への対応

項目	意見		考え方
	提出者		
3.3.3 1) 今後、料金形態の多様化が一層進展することを踏まえ、バンドル型料金設定や利用者料金以外からサービス提供に係る費用を回収するモデル等について、料金規制との関係を検討することが適当ではないか。	KDDI	ボトルネック設備を所有する第一種指定事業者のバンドル型料金設定や、利用者料金以外からサービス提供に係る費用を回収するモデル等については、事業者間の公正競争ひいてはお客様利便の確保のため、料金規制との関係について検討を行うことが必要であると考えます。	本項目における議論の参考とする。
	ケイ・オプティコム	料金多様化が進展した場合、ボトルネック設備を有し、かつ事業規模の大きな会社ほど、バンドル料金設定等で大きなアドバンテージを得ることになります。そこで、健全な競争市場を維持していくためにも、バンドル型料金設定や費用回収モデル等について、料金規制の面から検討することは適当であると考えます。	同上
	ソフトバンクグループ	サービス間で不当な内部相互補助が行われていないかについて会計制度にて検証可能とし、公正な競争を阻害する行為を禁止又は是正するために、会計制度と料金規制との間に有機的な連携を持たせることについて検討することは有益であると考えます。	同上
	CTC	バンドル型料金設定や、他サービスによるコスト回収を前提とした料金を容認した場合、結果として、収益力のあるサービスを持つ一部の大手事業者のみがシェアを獲得し、それ以外の事業者が淘汰され、電気通信業界自体の競争環境が失われる可能性があります。 このため、支配的事業者の複数サービス又は異なるレイヤーのバンドルや、他サービスによるコスト回収を前提としたサービスについては、サービス別収支(加入電話/ISDN/フレッツ ADSL/B フレッツ等)の開示義務を課す等、公正な競争条件を確保する仕組みを検討すべきと考えます。	同上
	イーアクセス	3.3.2にあげられるような、基礎的電気通信役務又は指定電気通信役務の料金とこれら以外の役務の料金を区別した場合であっても、費用が適正に区別されていない場合は問題になります。莫大な広告宣伝費や販売促進費をかけて実質的な料金値下げしておきながら、一方で費用配賦を適正に行わないということがないよう配賦基準の適正な運用が必要と考えます。	3.(2)「費用配賦の在り方」における議論の参考とする。
	テレサ協	水平型のレイヤー構造にもとづくネットワークでは、異なるレイヤーの機能をユーザーのニーズに基づき適切に組み合わせるサービスを提供することが容易になります。したがって電気通信事業者にとっては、ユーザーのニーズに基づき、異なるレイヤーの機能を適切に組み合わせる提供できることの自由が、競争上、重要になります。しかしながら公正競争の視点からは、「IP化の進展に対応した競争ルールの在り方に関する懇談会の報告書」に指摘されているとおり、レイヤーを縦断する形で何らかの市場支配力の濫用が行われる可能性が懸念されるところです。したがって、上流市場(接続料金)における公正競争確保と下流市場(利用者料金)における規制緩和の適切なバランスをとる必要があると考えます。	本項目における議論の参考とする。

	NTT東	<p>1) 及び2) について ブロードバンド市場は、競争の進展とともに、技術革新やお客様ニーズの多様化・高度化に応じて様々なサービス・ビジネスモデルが出現し、業種業界を跨り大きく変化・発展していく可能性を秘めています。行政におかれては、<u>ビジネスモデル・技術・設備・サービスなどを予め推測して規制について議論するのではなく、各事業者に原則自由な事業展開を行わせ、具体的な問題事例が明らかになった段階で、事後的に対処していくアプローチを採ることが適切と考えます。</u> また、現在は、<u>ボトルネック設備を保有する事業者だけを規制対象（設備規制、会計規制等）としていますが、今後、上位レイヤや電力等他の事業分野からのレバレッジを持つプレーヤーが市場支配力を行使することが想定されることから、このような視点からの検討が必要と考えます。</u></p>	同上																															
	NTT西	<p>1) 及び2) について ブロードバンド市場は、技術革新やお客様ニーズの多様化・高度化に応じて様々なサービス・ビジネスモデルが出現し、業種業界を跨り大きく変化・発展していく可能性を秘めており、今後、どのような技術・サービス・ビジネスモデルが新しく出現し、何が市場に受け入れられ発展していくのか、予測すること自体が困難な状況にあります。 したがって、<u>今後のブロードバンド市場の料金規制については、事前規制を避け、各事業者</u><u>に原則自由な事業展開を行わせ、問題が生じた場合には、事後的な解決を図るアプローチを採ることが適切であると考えます。</u></p>	同上																															
<p>3.3.3 2) その際、例えば、①FMCサービスのよう、通信サービスレイヤーの中で複数のサービスをバンドルして料金設定をする場合、②通信サービスレイヤーとコンテンツレイヤーとといった異なるレイヤーのサービスをバンドルして料金設定する場合、料金規制との関係でどのように整理を図ることが適当か。 また、これに関連して、指定電気通信役務損益明細表の役務別区分等の在り方について検討することが適当ではないか。</p>	イーアクセス	<p><u>バンドルサービスにおいても、なるべく現状の会計区分を維持すべきと考えます。</u> <u>バンドルサービスを従来の会計区分へ配賦する方法として、例えばアクセスチャージのデータを使用するなどのルール化を提案します。</u> <u>バンドルサービスを配賦した場合、バンドル以外の金額とバンドルが配賦された金額とを分計することを提案します。</u> 具体的なイメージは別表のとおりとなります。 <別表></p> <table border="1" data-bbox="752 970 1543 1415"> <thead> <tr> <th colspan="2"></th> <th colspan="2">役務の種類</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">特定電気通信役務</td> <td>音声伝送役務</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>専用役務</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="4">特定電気通信役務以外の指定電気通信役務</td> <td>音声伝送役務</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>データ伝送役務</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>(内訳)</td> <td>Bフレッツ</td> <td></td> </tr> <tr> <td>(内訳)</td> <td>フレッツISDN</td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="2">指定電気通信役務以外の</td> <td>音声伝送役務</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>(内訳)</td> <td>ひかり電話</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>			役務の種類		特定電気通信役務	音声伝送役務			専用役務			特定電気通信役務以外の指定電気通信役務	音声伝送役務			データ伝送役務			(内訳)	Bフレッツ		(内訳)	フレッツISDN		指定電気通信役務以外の	音声伝送役務			(内訳)	ひかり電話		本項目における議論の参考とする。
		役務の種類																																
特定電気通信役務	音声伝送役務																																	
	専用役務																																	
特定電気通信役務以外の指定電気通信役務	音声伝送役務																																	
	データ伝送役務																																	
	(内訳)	Bフレッツ																																
	(内訳)	フレッツISDN																																
指定電気通信役務以外の	音声伝送役務																																	
	(内訳)	ひかり電話																																

		<table border="1"> <tr> <td rowspan="6">の電気通信 役務</td> <td>データ伝送役務</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>(内訳)</td> <td>フレッツADSL</td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="2">バンドルサービスA</td> <td>音声伝送部分</td> <td></td> </tr> <tr> <td>データ伝送部分</td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="2">バンドルサービスB</td> <td>音声伝送部分</td> <td></td> </tr> <tr> <td>データ伝送部分</td> <td></td> </tr> </table>	の電気通信 役務	データ伝送役務			(内訳)	フレッツADSL		バンドルサービスA	音声伝送部分		データ伝送部分		バンドルサービスB	音声伝送部分		データ伝送部分		
の電気通信 役務	データ伝送役務																			
	(内訳)	フレッツADSL																		
	バンドルサービスA	音声伝送部分																		
		データ伝送部分																		
	バンドルサービスB	音声伝送部分																		
		データ伝送部分																		
	KDDI	<p>ボトルネック設備を所有する第一種指定事業者のバンドルサービスは、公正競争ひいてはお客様利便の確保のため、基本的に認められるべきではありません。仮に提供される場合には、以下の検討が必要であると考えます。</p> <p>(1) 通信サービスレイヤ間の場合 第一種指定事業者による他事業者網の調達コストが、会計上明確に区分されることが必要であると考えます。また、その際には、関係事業者間取引が明確にされることが必要であると考えます。</p> <p>(2) 異なるレイヤ間の場合 厳密な会計の分離を行うことにより、コンテンツレイヤ等のサービスと通信レイヤのサービスとの間の内部相互補助の実態を明らかにし、必要に応じ適時にサービス提供形態の是正を図れるよう処置することが必要であると考えます。</p>	同上																	
	ソフトバンクグループ	<p>「電気通信事業分野における競争の促進に関する指針」において、契約約款の変更命令や業務改善命令の発動の可能性が記載されている市場支配的事業者によるバンドル型料金の設定については、今後も厳しく監視していく必要があり、会計制度においてもその監視機能の一部を担うよう必要な改正を行うとともに、会計制度と料金規制とのリンケージをより強固なものとする仕組みを確立する必要があると考えます。</p> <p>監視機能の一部を担うための必要な改正の例として、例えば、不当な内部相互補助が行われていないか等を検証できるよう、指定電気通信役務損益明細表において、各サービスを区分し収支を把握できるようにする等の対応が考えられます。</p>	同上																	
3.3.3 3) 上記のほか、最近の商法改正等に関連した会計ルールの変	KDDI	<p>適格事業者が提供するユニバーサルサービスの適正な原価算定に資するため、営業費等の検証を行なうとともに、キャッシュフローベースの収支算定を実施させること等の検討が必要であると考えます。</p>	ご意見を踏まえ、4.1.3を追加。																	

更に関する検証など、今後の電気通信事業会計の在り方について検討すべき事項は何か。	ソフトバンクグループ	(3) ユニバーサルサービス交付金の使途の把握 来年5月よりユニバーサルサービス基金に係る交付金の支払いが開始されますが、公正競争確保の観点から、その交付金は基礎的電気通信役務に係る費用に充当されるべきと考えます。このため、適格電気通信事業者であるNTT東西は当該交付金の使途に関する説明責任を有するものと考えます。 例えば、 <u>会計の観点から交付金の使途を明確にするため、NTT東西に当該交付金に関する項目を含むキャッシュフロー計算書、またはその他の様式の作成・開示を求めたりする等の方法が考えられますが、今回の会計制度の見直しにおいて、その実現方法について議論を行う必要があると考えます。</u>	同上
		(1) 電気通信事業会計に関連する情報開示 2.3.2(2)で述べている、費用配賦基準や比率等に関する詳細な情報・関連データの開示の義務付け等については、電気通信事業会計においても必要であると考えます。 これに加えて、 <u>電気通信事業会計においては役務別会計の作成手順が公開されていないことから、詳細な手順書の作成及び公開をNTT東西に義務付けるべきと考えます。</u> 更に、 <u>電気通信事業営業費用明細表等の一部様式については、電気通信事業会計規則第19条の規定による公表義務の対象になっていませんが、会計データを活用した各種検証可能性を向上させるためにも、これらの様式を公表義務の対象とすることが適当であると考えます。</u>	ご意見を踏まえ、3.2.4を追加。
		(2) 会計の観点からのNTTグループに係る公正競争要件の検証 競争セーフガード制度における、「NTTグループに係る公正競争要件の検証」について、会計制度の観点からも対応する必要があると考えます。具体的には <u>NTT東西において、子会社へのアウトソーシングがかなりの割合を占めていることから、NTTグループ内取引における不当な内部相互補助が行われていないか厳格にモニタリングする必要があると考えられるため、競争セーフガード制度と連携した会計制度の整備を行う必要があると考えます。</u> この会計制度の整備の例として、 <u>取引額が不当に高額になっていないか等の検証に必要な会計データ（子会社における利益率・単価・取引数量等）の追加開示や、NTT東西の子会社でないNTTグループ会社も含めて取引状況を把握可能とする等の対応が考えられます。</u>	ご意見を踏まえ、4.(3)「子会社等との関係の透明性向上」を追加。
		(4) 非対称規制の徹底 電気通信事業会計そのものは、支配的事業者以外の一部の事業者にも適用となる制度ですが、 <u>今回の見直しにおける会計の更なる詳細化等の措置は、支配的事業者に対してのみ適用されるべきであると考えます。</u> 今回の見直しにおいて、こうした非対称規制の徹底についても十分に考慮する必要があると考えます。	3.「今後の電気通信事業会計の在り方」における議論の参考とする。

4. その他の検討項目

(1) 基礎的電気通信役務の収支に係る配賦基準の適正性等

項 目	意 見		考 え 方
	提出者		
4.1.2 基礎的電気通信役務収支表に係る配賦基準の適正性等を検証する観点から、基礎的電気	ケイ・オプティコム	総務省殿のご提案に賛同いたします。	本項目における議論の参考とする。
	KDDI	適格事業者が提供する基礎的電気通信役務への費用配賦の適正性を検証するためには、他サービスへの配賦の妥当性についても併せて検討することが必要であると考えます。	同上

<p>通信役務とそれ以外の役務にまたがる費用について費用配賦の実態を検証し、その在り方を検討することが適当ではないか。</p>	<p>ソフトバンクグループ</p>	<p>基礎的電気通信役務収支表は、ユニバーサルサービス制度における適格電気通信事業者の指定及び負担額の上限值設定に係わる極めて重要な収支表であることから、<u>基礎的電気通信役務とそれ以外の役務にまたがる費用について費用配賦の実態を十分に検証する必要がある、電気通信事業会計においてその費用配賦プロセスを十分に検証できる仕組みを構築する必要がありと</u>考えます。</p> <p>また、その具体的な配賦基準や配賦比率等に関する情報・関連データについては、プロセスの透明性・検証性を向上させるために公表されるべきと考えます。</p> <p>なおユニバーサルサービス制度に関しては、基礎的電気通信役務に係る費用配賦の実態検証とともに、3.3.3 3) (3)で述べたとおり、当該交付金の使途を把握する仕組みの構築についても検討が必要であると考えます。</p>	<p>同上</p>
	<p>NTT東</p>	<p>基礎的電気通信役務の収支算定については、従来より環境の変化（平成16年の情報通信審議会・基本料等委員会での議論を含む）に合わせた配賦基準の見直しが行われてきたものと考えます。</p> <p>なお、仮に更なる見直しを行う場合においては、会計システムや事務処理の変更には相当な期間や稼働を要することを踏まえ、<u>事業者側に過度の負担とならないよう配慮していただく必要がある</u>と考えます。</p>	<p>同上</p>
	<p>NTT西</p>	<p>基礎的電気通信役務の収支算定については、従来より環境の変化（平成16年の情報通信審議会・基本料等委員会での議論を含む）に合わせた配賦基準の見直しが行われてきたものと考えます。</p> <p>なお、仮に更なる見直しを行う場合においては、会計システムや事務処理の変更には相当な期間や稼働を要することを踏まえ、<u>事業者側に過度の負担とならないよう配慮していただく必要がある</u>と考えます。</p>	<p>同上</p>

(2) 接続会計と電気通信事業会計の有機的連携

項 目	提出者	意 見	考 え 方
<p>4.2.1 市場メカニズムが有効に機能している場合は、利用者料金はコストに適正利潤が乗せられたものとなる。このことを踏まえ、接続料の妥当性を検証するために、接続料と利用者料金との関係について検証（スタックテスト）が行われている。</p>	<p>イーアクセス</p>	<p>接続会計は、電気通信事業会計の数値をもとに算定されているため、<u>2つの会計の連携が確認できるような会計情報を電子データでの開示することを義務づけることを提案</u>します。</p> <p>開示も含めて会計データの不足、作業量が多いなどの理由でスタックテストが行えないということのないよう強く要望します。</p>	<p>本項目における議論の参考とする。</p>
<p>4.2.2</p>	<p>KDDI</p>	<p>スタックテストにおける接続料と利用者料金の差額は営業費等と考えられますが、<u>販売促進費・広告宣伝費等の内訳の詳細化・検証が必要</u>と考えます。</p>	<p>同上</p>
	<p>ケイ・オプティコム</p>	<p>スタックテストにおいては、「<u>接続料+実際の営業費用</u>」と「<u>ユーザーへの利用者料金</u>」を比較検証することで、算定された接続料の適正性や販売インセンティブ等の過剰な営業費の実態把握など、相互検証に活用していくべきと考えます。</p>	<p>同上</p>

<p>この場合における接続料と利用者料金との差額は営業費相当とされているが、当該差額と電気通信事業会計における実際の営業費との関係は必ずしも明らかでない面がある。</p>	<p>ソフトバンクグループ</p>	<p>2.3.2(1)で述べたとおり、<u>会計制度の結果をスタックテストに活用するという仕組みの構築は必須</u>であると考えます。 また、現行の電気通信事業会計においては管理部門と利用部門毎の費用等について区分されていないため、前述の1.1 2)で述べたとおり、<u>現行の指定電気通信役務損益明細表をベースとして、役務毎に管理部門と利用部門のそれぞれの費用が把握できるようにする必要があります</u>と考えます。</p>	<p>同上</p>
<p>4.2.3 これを明らかにすることが、接続料や利用者料金の適正性を検証する上で必要か。</p>	<p>NTT東</p>	<p><u>スタックテストはあくまで接続料の妥当性をチェックする手段であり、利用者料金の水準を問題にするものではありません。</u> <u>スタックテストの在り方については、現在、情報通信審議会・接続委員会において進められている「コロケーションルールの見直し等に係る接続ルールの整備」の中で議論が行われており、当社も別紙のとおり意見を提出したところであります。</u> 一方、利用者料金に関しては、前述のとおり、平成15年の事業法改正によって、プライスキャップ規制の対象サービスを除き規制が撤廃され、また、指定電気通信役務についても、保障約款の作成義務はありますが、料金水準に関する規制は撤廃されています。電気通信事業会計（指定電気通信役務損益明細表）の目的は、利用者料金の適正性の検証にあることから、その目的に照らし、<u>会計制度上も、プライスキャップ規制の対象である特定電気通信役務を除いて、規制を撤廃すべきであると考えます。</u></p>	<p>同上</p>
	<p>NTT西</p>	<p><u>スタックテストはあくまで接続料の妥当性をチェックする手段であり、利用者料金の水準を問題にするものではありません。</u> <u>スタックテストの在り方については、現在、情報通信審議会・接続委員会において進められている「コロケーションルールの見直し等に係る接続ルールの整備」の中で議論が行われており、その中で意見を申し上げたとおり、需要の立ち上げ期にあり、現に設備ベースの競争があるサービス（DSL、FTTH、データ系サービス）に対して、一律にスタックテストを実施すべきではないと考えます。</u> 一方、利用者料金に関しては、前述のとおり、平成15年の事業法改正によって、プライスキャップ規制の対象サービスを除き規制が撤廃され、また、指定電気通信役務についても、保障約款の作成義務はありますが、料金水準に関する規制は撤廃されています。電気通信事業会計（指定電気通信役務損益明細表）の目的は、利用者料金の適正性の検証にあることから、<u>会計制度上も、プライスキャップ規制の対象である特定電気通信役務を除き規制を廃止すべきであると考えます。</u></p>	<p>同上</p>

(3) その他

項 目	提出者	意 見	考 え 方
<p>4.3.1 上記のほか、検討を要する事項はあるか。</p>	<p>CTC</p>	<p>支配的事業者が、基礎的電気通信役務や特定電気通信役務の収入やコストを他サービスに転嫁することが可能な場合、競争事業者は、公正な競争条件を確保できません。 また、市配の事業者とそのグループ会社が、実質的に一体で運用されている場合、支配的事業者の会計情報の開示のみでは実態が不明確となるおそれがあります。 このため、<u>電気通信事業会計、接続会計の制度設計にあたっては、市場支配力を有する事業者とそのグループ会社により、市場支配力が行使されていないかどうか、様々な確度から監視できる</u></p>	<p>ご意見を踏まえ、4.(3)「子会社等との関係の透明性向上」を追加。</p>

		ような仕組み(サービス別、グループ会社別の収支の開示等)を検討していく必要があると考えます。	
KDDI	<p><1. 関係会社間取引について> 平成18年9月15日に公表された「IP化の進展に対応した競争ルールの在り方に関する懇談会」最終報告書でも指摘されているとおり(P.29)、NTT東・西と、その都道府県域子会社は一体として電気通信サービスを提供している状態にあります。 電気通信事業に関する会計制度においては、ボトルネック設備を所有するNTT東・西について、適正な原価算定に資するため、以下の措置を検討するべきであると考えます。 ① NTT東・西を、証券取引法等に基づく企業会計制度上の扱いを受けるNTT持株会社と同様に扱うこと等を検討し、更なる会計の透明性向上を図ること。 ② NTT東・西と、NTT持株会社の連結決算対象会社等との間の取引についても把握できる仕組みを導入する等、会計制度を整備し、NTT持株会社傘下のグループ内取引を含めた内部相互補助の監視機能をビルドインすること。</p>		同上
	<p><2. サービス単位の分計について> 会計制度と競争ルールを有機的に連携させ、サービス毎にNTT東・西の小売料金と接続料・報酬その他提供コスト等を対比できる仕組みを構築することが必要であると考えます。</p>		4.(2)「接続会計と電気通信事業会計の有機的連携」における議論の参考とする。
	<p><3. 活用業務について> 活用業務の会計についても、他の会計制度と連携させ、既存業務との内部相互補助を厳格に防止するため費用配賦の透明性を確保することが必要であると考えます。</p>		活用業務については、現在、認可に係る制度の運用に関する意見募集を別途行っているところ。
ケイ・オプティコム	<p>活用業務認可のガイドライン(NTT東西の業務拡大に係る公正競争ガイドライン)のパラメータのひとつに「不当な内部相互補助の防止(会計分離等)」があります。NTT東西は、活用業務の「実施状況報告」において、収支状況の詳細内容を「非公表」としており、確実に遵守されているか、外部からは検証ができません。そこで、活用業務に係る会計制度(配賦基準含む)の法制化、ならびに透明性確保のための公表義務化についても検討が必要と考えます。</p>		同上
ソフトバンクグループ	<p>(1) 会計制度の定期的なレビューの実施 平成16年4月の電気通信事業法改正による電気通信事業会計の見直しを除き、電気通信事業会計・接続会計ともに抜本的な見直しが行われるのは今回が初めてであると理解しています。会計制度は、接続料算定やユニバーサルサービス制度、プライスカップ等のその他の関連制度と密接に関係するものであり、より頻繁に見直しが行われるべきであると考えます。 今回の見直し後も、例えば、1年に1回等のタイミングで会計制度の改正の必要性について、定期的なレビューを実施すべきであると考えます。</p>		ご意見を踏まえ、4.4.1を追加。
ケイ・オプティコム	<p>指定電気通信設備を保有するNTT東西については、計画的、かつ効率的な設備構築及び運営が通信市場に与える影響が大きいことから、NTTは年度の事業計画(設備投資計画含む)を電気通信事業会計に準じて作成し、計画と実績の比較・分析が可能となるような仕組みを設けるとともに、透明性の観点からその結果を広く公表することが望ましいと考えます。</p>		ご意見を踏まえ、4.4.2を追加。
ソフトバンクグループ	<p>(2) 会計報告の内容の検証・分析 NTT東西が毎年度提出・公表する会計報告(電気通信事業会計・接続会計の双方)について、総務省において(会計監査人とは異なる監督官庁の視点にて)分析し、電気通信事業部会等を通じて公正競争上の問題の可能性の有無等が検証される必要があるものと考えます。この検証の結果、公正競争を阻害する要因が見つけられた場合には、速やかに必要な措置を講じ</p>		同上

	<p>る仕組みを構築しておく必要があるものと考えます。</p> <p>また、NTT 東西の会計に関して、現行の会計監査に加え、例えば、英国 BT における EAB (Equality of Access Board) のような第三者委員会による監査の仕組みを設けることも検討に値すると考えます。</p>	<p>同上</p>
--	---	-----------